

## ②北里大学貸与奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、北里大学教育振興基金（以下「基金」という。）規程第2条第1項第2号の規定に基づき北里大学及び併設校に在籍する学生が、主たる生計維持者の失職、死亡若しくは災害による家計急変又は経済的理由により学費の支弁に支障を生じたときに、学資の一部を貸与し、もって学業を継続させることを目的とする。

(学生の範囲)

第2条 ここでいう北里大学及び併設校に在籍する学生とは、次の各号の者とする。

- (1) 北里大学学生
- (2) 北里大学大学院学生
- (3) 北里大学保健衛生専門学院学生
- (4) 北里大学看護専門学校学生

2 前項の学生には、科目等履修生、研究生及び日本学生支援機構（以下「機構」という。）が規定する「奨学金の申込資格」のない外国人留学生を含まない。

3 第1項各号に定める学生であっても、当該年度の北里大学及び併設校の学費全額免除の特別待遇奨学生（以下「特待生」という。）、留年生、卒業延期者、休学中の学生は、出願できないものとする。ただし、1回目の留年時に限り出願できるものとする。

(奨学金の種類及び人数)

第3条 奨学金の種類及び人数は、次の各号に定める2種類とする。

- (1) A種奨学金は、原則2年次生以上とするが、2回目募集及び臨時募集のみ1年次生も対象とする。ただし、1年制の専攻科においては、1回目募集から対象とする。大学院学生は学年を問わず対象とする。採用人数は年間35人程度とする。
- (2) B種奨学金は、最高学年生を対象とし、年間若干人とする。ただし、1年制の専攻科を除く。

(奨学金の額及び貸与の限度額)

第4条 奨学金の額は、次の各号に定める額を貸与する。ただし、貸与金額は、事情により低減する場合がある。

- (1) A種奨学金は、学費年額の2分の1とする。
- (2) B種奨学金は、学費年額とする。

2 前項各号に定める奨学金の貸与について、出願対象となる特待生及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者への貸与額は、減免前の正規の年額学費を基準とする。ただし、当該年度1か年以内に受けられる北里大学給付奨学金、北里大学PPA給付奨学金、北里大学貸与奨学金及び学費等減免支援の合計額は、当該年度に納付する年額学費を超えてはならない。

3 第1項各号に定める奨学金の資金は、原則として基金運用利息及び本奨学金返還金をもって充当するものとし、家計急変の状況に応じて、資金総額5,000万円の範囲内で弾力的に運用できることとする。

4 第2条に規定する学生が、本学在籍期間中に貸与を受けることができる奨学金の限度額は別表3のとおりとする。

(奨学金の貸与期間)

第5条 貸与期間は、原則として出願年度1か年以内とする。ただし、選考を経て、別表3の限度額の範囲で次年度以降も再貸与を受けることができる。

(貸与の手続)

第6条 奨学金を受けようとする者は、連帯保証人と連署の上、次の各号に定める書類を理事長宛提出し、選考を受けなければならない。ただし、機構が実施する第二種奨学金の対象となる家計基準を超えないこととする。その目安は、4人世帯の場合、年収1,191万円程度（給与所得）若しくは783万円程度（給与所得以外）とする（「機構」2019年度家計基準（第二種・私立・自宅外）による）。

- (1) 北里大学貸与奨学生願書（様式第1号）
  - (2) 北里大学貸与奨学生推薦書（様式第2号）
  - (3) 家庭の所得を証明する書類
- 2 前項各号に定める書類のほか、必要に応じて、次の各号に定める家計急変を証明する書類の提出を求めることがある。
- (1) 災害を受けた場合は、被害状況を証明するもの
  - (2) 生計維持者の失職、死亡を証明するもの
  - (3) 著しく増大した家庭の支出を証明するもの
  - (4) その他本法人が必要と認めたもの

（選考）

第7条 奨学生の選考は、機構が実施する奨学金制度に準拠し、原則として毎年度2回とする。ただし、出願対象となる特待生及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者の家計算定額の算出方法については、別記1のとおりとする。

- 2 奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審査するため、奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 3 委員会規程は、別に定める。

（奨学生の採用）

第8条 委員会は、提出された書類を審査の上、奨学生候補者を選考し、学長に上申する。

- 2 学長は、前項の奨学生候補者につき、北里大学学部長会（以下「学部長会」という。）の議を経て理事長に採用を上申する。
- 3 理事長は、前項の手続を経て上申のあった奨学生候補者の採用を決定する。
- 4 奨学生の採用を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知する。
- 5 前項の通知を受けた者は、所定の誓約書を理事長宛提出しなければならない。

（奨学金の交付）

第9条 A種及びB種奨学金は、奨学生本人の指定した口座に採用決定の翌月に一括交付する。

なお、交付時に学費未納の奨学生は、交付日から14日以内に学費納入手続を取らなくてはならない。

（採用取消し及び採用取消しに伴う返還）

第10条 奨学生が次の各号の一に該当したときは、委員会及び学部長会の議を経て理事長が採用を取消すことがある。

- (1) 学業をおろそかにし、成業の見込みがないと認められるとき。
  - (2) 学則に規定する懲戒処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。
  - (3) 退学したとき、又は除籍されたとき。
  - (4) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
  - (5) 本人から採用辞退の申し出があったとき。
  - (6) その他委員会が奨学生として不適格と認めたとき。
- 2 前項各号の規定のうち、第3号及び第5号については、原則として委員会等の議を経ず、即時採用を取消すことができる。

なお、採用取消しとなった奨学生の奨学金の返還については、第12条第3項による。

- 3 休学による返還については、休学事由等を考慮し、都度委員会においてその要否を決定する。

（返還に係る手続き及び連帯保証人）

第11条 奨学金の貸与が終了した奨学生は、所定の北里大学貸与奨学金借用証書（以下「借用証書」という。）、及び印鑑登録証明書並びにその他本法人が提出を求める書類を理事長宛提出しなければならない。

- 2 借用証書に署名、押印する連帯保証人2人は、奨学生とそれぞれ生計を別にする収入がある者とし、1人は

父母又はこれに準ずる者、1人は奨学生の返還開始時に満60歳未満の4親等以内の親族とする。

なお、押印は登録印とし、併せて連帯保証人各々の印鑑登録証明書を提出しなければならない。

- 3 前項に定める条件を満たす連帯保証人を選任できない場合は、それ以外の連帯保証人を立てることとし、当該保証人の「返還保証書」のほか、収入等に関する証明書類を提出しなければならない。
- 4 連帯保証人は、奨学金の返還について奨学生と同等の責任を負い、奨学生が奨学金の返還をしないときは、その返還残高を代わって返還しなければならない。連帯保証人に「分別の利益」「検索の抗弁権」「催告の抗弁権」はない。
- 5 連帯保証人が立てられない、若しくは指定された期日までに借用証書を提出しないときは、卒業見込み日又は修了見込み日の月末までに、奨学金の全額を一括返還しなければならない。
- 6 借用証書に記入した住所から転居した場合は、転居日から30日以内に本法人まで転居を届出なければならない。届出なく、返還に係る通知を受け取ることができないことを理由に返還をしない場合は、第12条第9項による。

(返還)

第12条 奨学金の返還は、奨学生が卒業した日又は修了した日から起算して6か月を経た後、貸与された奨学金の全額を月賦又は年賦により各回均等で最長15年以内に返還することを原則とする。返還期間は、別表2のとおり貸与額に応じて年数を定める。ただし、一括して返還することを妨げない。

- 2 本学学部の奨学生であった者が、卒業後引続き本学大学院へ進学した場合、進学届(様式第4号)の提出をもって、前項に定める返還開始の時期を、大学院を修了した日から起算して6か月経た後とする。
- 3 他大学大学院へ進学した場合は、進学届のほか、当該大学院の在学証明書を提出することで、本学大学院進学者と同様の扱いとする。
- 4 第10条第1項各号に定める採用取消しとなった者で、退学若しくは除籍、又は採用辞退の場合は、理事長へ奨学金の返還請求を上申し、その決裁日から30日以内に貸与された奨学金の全額を一括返還しなければならない。ただし、他学部等へ転籍した場合を除く。
- 5 採用取消しとなった者で、家庭の経済的理由により30日以内に奨学金の返還が困難な場合は、その事由を証明する書類を添付の上、所定の奨学金返還猶予願(様式第5号)を提出し、委員会及び学部長会の議を経て理事長の承認を得なければならない。
- 6 前項により、返還猶予が承認されたときは、承認日から30日以内に、第11条に基づいて所定の借用証書及び印鑑登録証明書を理事長宛て提出しなければならない。
- 7 奨学金の貸付けは、無利息とする。
- 8 奨学金の返還の債務充当順位は、貸与が複数年にわたりなされたときは、先に貸与された奨学金に充当することとする。
- 9 奨学金の返還が、返還予定日から3か月を超えて延滞し、かつ3か月以上入金途絶したときは、当該奨学生の奨学金返還に係るすべての業務を、本法人が契約する法律事務所に委託し、以降の返還に係る対応は当該法律事務所が請け負うものとする。

(返還の免除)

第13条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合、願い出によって未返還の奨学金全額若しくはその一部を免除することがある。

- (1) 死亡したとき。
  - (2) 精神若しくは身体の障害により返還が著しく困難になったとき。ただし、症状が固定し(又は回復の見込みがなく)、労働能力が喪失(又は高度の制限を有する)となった場合のみ申請することができる。
- 2 前項に規定する返還免除の手続きは、相続人又は連帯保証人が所定の返還免除願に戸籍抄本若しくは診断書等、本法人が必要と認めた書類を添えて、理事長宛提出しなければならない。
  - 3 返還免除の願い出があったときは、委員会及び学部長会の議を経て理事長の承認を得なければならない。そ

の結果は奨学生であった者又は連帯保証人若しくは相続人に通知する。

- 4 第1項第1号に該当したときに限り、原則として、理事長の承認を得て即時未返還の奨学金全額を免除する。  
(返還の猶予)

第14条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合、願い出によって奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 疾患等により返還が著しく困難になったとき。
- (2) 離職等により収入がなく、返還が著しく困難になったとき。
- (3) その他経済的事情により、理事長が認めたとき。

- 2 前項により奨学金返還の猶予を受けようとする者は、年度ごとに医師の診断書又はその事由を証明する書類を添付の上、所定の奨学金返還猶予願(様式第5号)を提出し、委員会及び学部長会の議を経て理事長の承認を得なければならない。

- 3 返還猶予の承認を得た場合は、返還猶予期間を含めた返還年限は最長20年とする。

(事務局)

第15条 この規程に関する事項は教学センターの所管とし、奨学金の支給及び返還業務は経理部の所管とする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、委員会及び学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、昭和62年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 第11条第2項に定める別表は、平成18年度貸与奨学生から適用する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 第4条(奨学金の額)の規定にかかわらず、奨学金の資金総額は、平成22年度から平成24年度までの間5,000万円とする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （北学総第 28-09800 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （北学総第 2019-09493 号）

- 1 この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 延滞金徴収の条文を削除し、未収金回収業務は法律事務所に移管する。

附 則 （北学総第 2021-12988 号）

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1（第 7 条関係）

北里大学及び併設校の学費全額免除以外の特別待遇奨学生（特待生）及び国の高等教育修学支援制度により減免等を受けている者が本奨学金を申請しようとするときは、次のとおり本人の授業料控除額を算出して計上する。

（授業料控除額）＝授業料※－授業料※×（学費免除額／1 年間の学費総額）

※授業料：その年度に納めるべき減免前の正規の授業料